第二十二条の十一第十項中「、同項第六号に掲げる要件を」を「同項第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同項第七号に掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表又はこれに準ずるものに計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「、同号ハに掲げる要件を」を「同号ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号ニに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第三号に掲げる要件を」を「第三号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第四号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第二十項中「、同号トに掲げる要件を」を「同号トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては同号チに掲げる要件を、それぞれ」に、「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第三十二項中「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に改め、同条第三十三項中「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同条第三十四項及び第三十五項中「第六十六条の六第六項第五号」を「第六十六条の六第八項第五号」に改め、同条第三十六項中「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」に、「同条第六項第五号」を「同条第八項第五号」に改め、同条第三十七項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「第六十六条の六第六項第五号」を「第六十六条の六第八項第五号」に改め、同条第四十一項中「第六十六条の六第六項第六号」を「第六十六条の六第八項第六号」に改め、同条第四十三項中「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に、「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に改め、同条第四十四項中「第六十六条の六第六項第十一号ホ」を「第六十六条の六第八項第十一号ホ」に改め、同条第四十五項中「第六十六条の六第六項第十一号ヘ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヘ」に改め、同条第四十六項中「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十二項」に改め、同条第五十項中「第六十六条の六第十二項」を「第六十六条の六第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十四項」に改める。

第二十二条の十一の三第四項中「第三十九条の二十の四第四項」を「第三十九条の二十の四第二項」に、「第三十九条の十七の三第六項」を「第三十九条の十七の三第四項」に改め、同条第五項中「第三十九条の二十の四第七項」を「第三十九条の二十の四第五項」に、「第三十九条の十七の三第九項」を「第三十九条の十七の三第七項」に改め、同条第六項から第九項までの規定中「第六十六条の九の二第六項第五号」を「第六十六条の九の二第八項第五号」に改め、同条第十項中「第六十六条の九の二第六項第六号」を「第六十六条の九の二第八項第六号」に改め、同条第十一項中「第六十六条の九の二第六項第七号」を「第六十六条の九の二第八項第七号」に、「第三十九条の二十の四第十二項及び第二十三項」を「第三十九条の二十の四第十項及び第二十一項」に、「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「第六十六条の九の二第六項第一号」を「第六十六条の九の二第八項第一号」に改め、同条第十二項中「第六十六条の九の二第六項第十一号ホ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ホ」に改め、同条第十三項中「第六十六条の九の二第六項第十一号ヘ」を「第六十六条の九の二第八項第十一号ヘ」に改め、同条第十四項中「第六十六条の九の二第十一項」を「第六十六条の九の二第十四項」に改め、同条第十五項及び第十七項中「第六十六条の九の二第十二項」を「第六十六条の九の二第十五項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改める。

第二十二条の十三第三項第二号中「株式の」を「株式（当該特別勘定に係る同項に規定する特定株式が同条第二項第二号に規定する増資特定株式である場合にあつては、同条第一項第一号に掲げる株式に限る。）の」に改め、同項第三号中「第六十六条の十三第一項第一号」を「第六十六条の十三第二項第二号」に、「同条第二項」を「同項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該特別新事業開拓事業者の法第六十六条の十三第一項第三号に掲げる株式に該当する同項に規定する特定株式につき同項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合における当該取得をする株式

第二十二条の十三第七項中「同項に規定する末日」を「同項各号に定める日」に改め、同条第十二項中「第六十六条の十三第十八項」を「第六十六条の十三第二十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三十九条の二十四の二第十三項」を「第三十九条の二十四の二第十二項」を「第三十九条の二十四の二第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三十九条の二十四の二第十二項第二号」を「第三十九条の二十四の二第十二項第二号」に、「第六十六条の十三第十三項第五号」を「第六十六条の十三第十三項第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の二十四の二第九項第二号」を「第三十九条の二十四の二第十一項第二号」に、「第六十六条の十三第十三項第一号」を「第六十六条の十三第十三項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第六十六条の十三第十一項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第四項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

9　法第六十六条の十三第十二項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特定株式について、第七項の規定に該当する場合とする。

第二十二条の十五第一項中「第五十九条」を「第五十九条の二」に改める。

第二十二条の十九の二第一項中「第六十七条の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六条の三十第十八項」とあるのは「第三十九条の三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六条の三十第十九項」とあるのは「第三十九条の三十三第三項」を「、第六十七条の十六第一項」に改め、同条第二項第二号中「及び第二項」を「、第二項及び第八項」に改め、同項第四号中「外国法人」を「内部取引」に、「の規定の適用を受ける法人」を「に規定する対象国内源泉所得に係るもの」に改め、同項第五号中「第六十六条」の下に「及び第六十七条」を加え、「同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」を「同令第六十六条第一項中「内部取引」に、「取引」を「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法人税法施行規則第六十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。」とする。